

身体拘束適正化のための指針

1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

(1) 理念

ア 身体拘束の原則禁止

身体拘束は、ご利用者の生活の自由を制限することで重大な影響を与える可能性があります。焼津市社会福祉協議会が運営する介護保険サービス及び障害福祉サービス等事業所は、ご利用者お一人お一人の尊厳に基づき、安心・安全が確保されるように基本的な仕組みを作り、身体的・精神的に影響を招く恐れのある身体拘束は、緊急やむを得ない場合を除き原則として実施しません。

イ 身体拘束に該当する具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意志で開くことの出来ない居室等に隔離する。

ウ 目指すべき目標

3要件(切迫性・非代替性・一時性)の全てに該当すると身体拘束適正化検討委員会(以下「委員会」という。)において判断された場合、本人・ご家族への説明・確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合もご利用者の態様や介護の見直し等により、拘束の解除に向けて取り組みます。

(2) 方針

次の仕組みを通して身体拘束の必要性を除くよう努めます。

- ア ご利用者お一人お一人の特徴を日々の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施します。
- イ 管理者、リーダー職員等が率先して事業所内外の研修に参加するなど、事業所全体の

知識・技能の水準が向上する仕組みをつくります。特に、認知症及び認知症による行動・心理状態について事業所全体で習熟に努めます。

ウ ご利用者、ご家族にとってより居心地のいい環境・ケアについて話し合い、身体拘束を希望されても、そのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考えます。

2 身体的拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

(1) 委員会の設置及び開催

委員会を設置し、事業所で身体拘束適正化を目指すための取り組み等の確認・改善を検討します。過去に身体拘束を実施していたご利用者に係る状況の確認を含みます。委員会は年2回以上必要な都度開催します。

特に、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)には、身体拘束の実施状況の確認や3要件を具体的に検討します。

(2) 委員会の検討内容

- ア 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること。
- イ 報告された事例の集計、分析に関すること。
- ウ 事例の適正性と適正化策の検討に関すること。
- エ 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること。
- オ その他、委員会において必要があると認める事項。

(3) 記録及び周知

委員会での検討内容は適切に記録し、委員会の結果について、介護職員その他従業者に周知徹底します。

※様式①「身体拘束適正化委員会議事録」

3 身体拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職員、生活相談員その他の従業者について、職員採用時のほか、定期的な研修を実施します。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

4 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

(1) 3要件の確認

- ・切迫性 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性 身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性 身体拘束が一時的なものであること

(2) 要件合致確認

ご利用者の態様を踏まえ委員会が必要性を判断した場合、限定した範囲で身体拘束を実施することとしますが、拘束の実施後も日々の態様等を参考にして委員会で定期的に再検討し解除へ向けて取り組みます。

(3) 記録等

緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合、次の項目について具体的にご本人・ご家族等へ説明し書面で確認を得ます。

- ・ 拘束が必要となる理由(個別の状況)
- ・ 拘束の方法(場所、行為(部位・内容))
- ・ 拘束の時間帯及び時間
- ・ 特記すべき心身の状況
- ・ 拘束開始及び解除の予定(※特に解除予定を記載します)

※様式②「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」

5 身体拘束等に関する報告

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況やご利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、委員会で拘束解除に向けた確認(3要件の具体的な再検討)を行います。

※様式③「緊急やむを得ない身体拘束に関する利用者の日々の態様記録」

6 利用者等による本指針の閲覧

本指針は、焼津市社会福祉協議会で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者や家族が閲覧できるように施設への掲示や焼津市社会福祉協議会ホームページへ掲載します。

(附則)

この指針は、令和4年8月18日より施行する。